

# 貸金水準向上資金

## (中小企業特定社債保証)

生産性の改善や規模拡大により、貸金水準の向上に取り組む企業に対して、長期安定的な資金調達を支援します。

本資金  
ご利用の  
メリット

- \* 長期の安定した資金調達が可能です
- \* 信用保証料を県が全額補助します
- \* 連帯保証人が不要です
- \* 発行額 2億5,000万円までは無担保で保証が受けられます
- \* 社債発行は優良企業の証となり、信用力向上が図られます  
(発行企業から同意が得られた場合、県で公表することができます)

対象者	次の①～③のすべての要件を満たす中小企業者				
	①県内において1年以上事業を営んでいる				
	②給与支給総額及び初任給年率平均2.0%増を原則として3年以上実施するための貸金水準向上計画を策定し、取扱金融機関の確認を受ける				
	③次のいずれかの適債基準を満たしている				
	純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	} 必須要件
	自己資本比率 <small>純資産額 ÷ (純資産額 + 負債額) × 100</small>	20%以上	20%以上	15%以上	
純資産倍率 <small>純資産額 ÷ 資本金</small>	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	} フロー要件 ※いずれか 1項目を満たす	
使用総資本事業利益率 <small>(営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ 資産の額 × 100</small>	10%以上	10%以上	5%以上		} フロー要件 ※いずれか 1項目を満たす
インタレスト・カバレッジ・レシオ <small>(営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ (支払利息 + 割引料)</small>	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上		
発行可能額	3,000万円以上5億6,000万円以内 ※信用保証協会の保証金額は発行額の8割のため、保証限度額は4億5,000万円となります。				
資金使途	運転及び設備資金				
貸付期間	2年以上7年以内(期日一括償還または定時償還)				
金利	金融機関所定金利				
保証料率	<b>0.00%(県全額補助)</b> ※取扱金融機関に対する保証料及び事務手数料等は別途発生します。				
担保	不要 ※原則、発行額2億5,000万円(保証金額2億円)を超える場合は必要です。				
保証人	不要				

- 申込みは、県内の取扱金融機関又は県信用保証協会へ
- 制度の内容などは、次の機関へ御照会ください

秋田県産業政策課 団体・金融班 Tel 018-860-2215

秋田県信用保証協会 本所 Tel 018-863-9011

